初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成 18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に、「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 60歳 (医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、62歳) に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員

附則第5項第1号中「以下」を「前項第3号に掲げる職員を除く。以下」に改める。

附則第6項中「令和4年1月1日」を「令和5年1月1日」に改める。 附則第7項中「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。